

所得税の還付申告はお早めに!

年の途中で退職し税金の清算がされていない方や、サラリーマンで年末調整済みの方で、医療費控除や住宅借入金等特別控除などを受けて還付申告をするときは、医療費の計算や申告に必要な書類の準備ができましたら、確定申告が始まる2月16日(火)以前でも提出できますので、お早めに申告してください。

☎ 土浦税務署(☎822-1100 自動音声案内)

還付申告会場／土浦税務署 3号館(城北町4-15)

※駐車場が狭いので、車での来署はご遠慮ください。

申告期限／平成21年分の確定申告は、所得税は3月15日(月)、個人事業者の消費税および地方消費税は3月31日(水)まで(土・日曜日、祝日を除く)

※2月21日(日)と2月28日(日)に限り、確定申告用紙の配布や申告相談、確定申告書の收受、納付相談を行います。(現金納付の窓口業務は行いません)

受付時間／午前9時～午後5時

※混雑時は、受け付けを時間前に終了する場合があります。

還付申告のときに持参するもの

●共通して必要なもの

- ①給与所得の源泉徴収票(原本)
公的年金等の源泉徴収票(原本)
配当・報酬などの支払調書や青色申告決算書
収支内訳書(ご自分の収入と経費を予めご自宅で計算したもの)
- ②はんこ(認印)
- ③社会保険料(国民健康保険や国民年金)の納付額証明書や領収書
- ④生命保険料控除証明書
地震保険料控除証明書

●医療費控除の申告をされる方

平成21年中に支払った医療費の領収書やレシート(事前に支払い金額を集計して内訳書または明細を作成してください)

●住宅借入金等特別控除の申告をされる方

- ①住民票の写し
- ②家屋(土地も取得した方は土地も含む)の登記事項証明書

項証明書

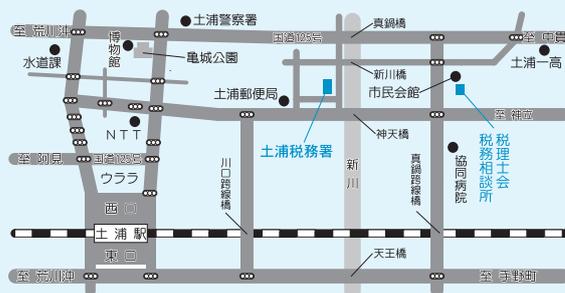
- ③工事請負契約書または土地・建物の売買契約書の写し
- ④住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書
- ⑤増改築のときは、建築確認済証の写しまたは増改築等工事証明書

◎所得税の確定申告は、郵送やインターネットでもできます

☐相談会場が大変混雑していますので、自分で確定申告書を作成したときは、必要書類を添付して郵送で提出でき便利です。

☐インターネットが利用できる方は、**国税庁ホームページ**(<http://www.nta.go.jp>)の「確定申告書等作成コーナー」を利用して、簡単に申告書が作成できます。

☐電子証明書付きの住民基本台帳カードとICカードリーダライタを準備し事前登録すれば、インターネットを利用して電子申告ができます。詳しくは、e-Taxホームページ(<http://www.e-tax.nta.go.jp>)をご覧ください。



関東信越税理士会土浦支部でも、還付申告の無料相談を行いますのでご利用ください。

と き／2月4日(木)～17日(水)
午前9時15分～11時、午後1時～3時
(土・日曜日、祝日を除く)

ところ／税理士会税務相談所(東真鍋町2-5)

対象者／給与または年金所得者で還付申告(中途退職・医療費控除など)をされる方

